

令和4年6月 井手町

# 6月定例会会議録

井手町議会

# 令和4年6月井手町議会定例会会議録目次

## 第 1 号（6月15日）

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 応招・不応招議員                        | 1  |
| 出席・欠席議員                         | 1  |
| 出席事務局職員                         | 1  |
| 出席説明員                           | 1  |
| 議事日程                            | 3  |
| 開会                              | 4  |
| 会議録署名議員の指名                      | 4  |
| 会期の決定                           | 4  |
| 諸般の報告                           | 9  |
| 一般質問                            | 9  |
| 谷田みさお議員                         | 9  |
| 1 原油価格・物価高騰等緊急対策について            |    |
| 2 住民の移動手段確保について                 |    |
| 3 空き家対策について                     |    |
| 4 保育園での紙おむつ処理について               |    |
| 奥田俊夫議員                          | 19 |
| 1 同報系防災行政無線の整備について              |    |
| 2 通学路の安全対策について                  |    |
| 岡田久雄議員                          | 22 |
| 1 高齢者の移動の不便解消について               |    |
| 2 物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の取扱いについて    |    |
| 3 子育て支援の更なる充実について               |    |
| 田中保美議員                          | 27 |
| 1 本町各小中学校における児童生徒の運動能力と体力向上について |    |
| 2 本町各小中学校と井手やまぶき支援学校との連携・交流について |    |
| 脇本尚憲議員                          | 30 |
| 1 地震に対する備えと支援策                  |    |
| 2 男女共同参画社会の実現                   |    |
| 小割直彦議員                          | 35 |

|   |     |
|---|-----|
| 1 「道の駅」的休憩施設整備の進捗状況について                 |     |
| 鎌田隆宏議員                                  | 3 8 |
| 1 災害時の相互応援協定について                        |     |
| 木村武壽議員                                  | 4 0 |
| 1 ふるさと納税の取り組みについて                       |     |
| 2 動物愛護管理法の改正について                        |     |
| 報告第 7 号 繰越明許費繰越計算書について                  | 4 3 |
| 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について                  | 4 5 |
| 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について                  | 4 6 |
| 報告第 10 号 繰越計算書について                      | 4 6 |
| 議案第 3 1 号 井手町監査委員選任につき同意を求める件           | 4 7 |
| 議案第 3 2 号 井手町公平委員選任につき同意を求める件           | 4 8 |
| 議案第 3 3 号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める<br>件 | 4 8 |
| 議案第 3 4 号 井手町教育委員選任につき同意を求める件           | 4 9 |
| 議案第 2 7 号 令和 4 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）     | 5 0 |
| 散会                                      | 6 2 |
| 署名議員                                    | 6 3 |

## 第 2 号（6 月 2 0 日）

|   |     |
|---|-----|
| 応招・不応招議員  | 6 5 |
| 出席・欠席議員   | 6 5 |
| 出席事務局職員   | 6 5 |
| 出席説明員   | 6 5 |
| 議事日程  | 6 7 |
| 開会  | 6 8 |
| 会議録署名議員の指名                                      | 6 8 |
| 議案第 2 5 号 押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備<br>に関する条例制定の件 | 6 8 |
| 議案第 2 6 号 井手町税条例等の一部を改正する条例制定の件                 | 7 1 |
| 議案第 2 8 号 令和 4 年度井手町水道事業会計補正予算（第 1 回）           | 7 8 |
| 議案第 2 9 号 令和 4 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補             |     |

|   |    |
|---|----|
| 正予算（第1回）  | 84 |
| 議案第30号 令和4年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算<br>（第1回）                         | 86 |
| 議案第35号 財産取得について同意を求める件  | 88 |
| 令和3年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書、並びに令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について | 91 |
| 発議第4号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書                              | 91 |
| 発議第5号 消費税率を5%に引き下げるよう求める意見書                                     | 93 |
| 議員派遣の件  | 95 |
| 閉会中の継続調査の申出について   | 95 |
| 閉会  | 95 |
| 署名議員  | 96 |

第 1 号（令和 4 年 6 月 1 5 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和4年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和4年6月15日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年6月15日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和4年6月15日午後 2時40分 議長 西島寛道

応招議員

|    |    |     |     |    |    |
|----|----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 鎌田 | 隆宏  | 2番  | 小割 | 直彦 |
| 3番 | 田中 | 保美  | 4番  | 奥田 | 俊夫 |
| 5番 | 脇本 | 尚憲  | 6番  | 谷田 | 利一 |
| 7番 | 西島 | 寛道  | 8番  | 岡田 | 久雄 |
| 9番 | 谷田 | みさお | 10番 | 木村 | 武壽 |

不応招議員

なし

出席議員

|    |    |     |     |    |    |
|----|----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 鎌田 | 隆宏  | 2番  | 小割 | 直彦 |
| 3番 | 田中 | 保美  | 4番  | 奥田 | 俊夫 |
| 5番 | 脇本 | 尚憲  | 6番  | 谷田 | 利一 |
| 7番 | 西島 | 寛道  | 8番  | 岡田 | 久雄 |
| 9番 | 谷田 | みさお | 10番 | 木村 | 武壽 |

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

|    |    |    |    |    |     |
|----|----|----|----|----|-----|
| 3番 | 田中 | 保美 | 9番 | 谷田 | みさお |
|----|----|----|----|----|-----|

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇                      議会書記 梶田 篤志

議会書記 辻井 祐介                      議会書記 林田 夕加

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 汐見 明男                      副町長 島田 智雄

参 与 西垣 義郎  
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘  
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章  
理 事 中島 一也  
企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝  
保健センター所長・ 畑中 博之  
地域包括支援センター所長兼務  
上 下 水 道 課 長 仁木 崇  
学校給食センター所長 奥山 英高

教 育 長 中田 邦和  
理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人  
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二  
学 校 教 育 課 長 ・ 高江 裕之  
自然休養村管理センター館長兼務  
高 齢 福 祉 課 長 坂井幸一郎  
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭  
社 会 教 育 課 長 ・ 中坊 玲子  
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 令和4年6月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

令和4年6月15日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について
- 第6 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について
- 第7 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について
- 第8 報告第10号 繰越計算書について
- 第9 議案第31号 井手町監査委員選任につき同意を求める件
- 第10 議案第32号 井手町公平委員選任につき同意を求める件
- 第11 議案第33号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第12 議案第34号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第13 議案第27号 令和4年度井手町一般会計補正予算（第1回）

## 議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦  
労さまでございます。

ただいまから令和4年6月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議  
を開きます。

さて、本日、汐見町長より6月定例町議会を招集されました。各議案につ  
きまして、慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われます  
ようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、田中保美  
議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月24日までの10日間にし  
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月  
24日までの10日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正等2件、令和4  
年度補正予算4件、同意案件4件、繰越明許費繰越計算書3件、繰越計算書  
1件、合計14件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ  
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申出がありますので、これを  
許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におか  
れましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとう  
ございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して  
いるところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

まず、このたびの新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられ

ました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在療養中の多くの皆様にも心からお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新規感染者数は減少傾向にありますが、現在も京都府内におきましては連日3桁台の新規感染者が発生しており、町内の新規感染者数も、3月は80人、4月は66人、5月は25人と、徐々に落ち着いてきてはいるものの、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

このような中、本町の新型コロナウイルス感染症対策として、感染された方に対しましては、京都府から提供の情報を基に個別に連絡を取ることであり、自宅療養されている方や濃厚接触者の方の相談支援を行うとともに、食料品等の支援を必要とされるご家庭に対しては、現在まで累計で57世帯、98人分の物資をご自宅にお届けいたしております。

また、ワクチン接種の取組につきましては、3回目接種者数は6月13日現在で4,972人となり、接種率は全人口の68.1%、そのうち65歳以上の方の接種率は91.2%に上っております。さらに、重症化予防を目的に、60歳以上の方と18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象に、4回目の接種の実施が国において決定されたことを受け、本町におきましては、7月2日から集団接種を、7月4日から個別接種を実施することとしております。特に両小学校での集団接種は暑さ対策にも十分留意して対応してまいりたいと考えております。

京都府におきましては、飲食店と利用者に要請した1テーブル4人以内2時間以内の利用制限に係る「きょうとマナー」を5月25日に解除されるなど、個々の感染対策の徹底を図る中で通常を取り戻す動きも見え始めておりますが、住民の皆さんには、日常生活における手指の消毒や会話時のマスク着用といった基本的な感染防止対策の徹底をお願いするとともに、安心・安全な日常生活が送れるよう、4回目接種の円滑な実施や若い世代への接種勧奨、また、感染された方に対するきめ細やかな支援等、国や京都府と連携しながら、引き続きしっかりと進めてまいりたいと考えております。

さて、令和3年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず一般会計であります。町税収入では、企業進出などに伴う法人税や

固定資産税等の増収によりまして約9億6,600万円で、前年度より約3,200万円、率にして3.4%の増となる見込みであります。

次に、普通交付税につきましては約15億5,600万円、前年度に比べ約1億9,200万円、率にして14.1%の増となる見込みであります。

また、特別交付税につきましては約3億9,900万円と、前年度に比べて約3,000万円、率にして8%の増となる見込みであります。

そのほか、きょうと地域連携交付金をはじめ、他の補助金等につきましても、従来どおり国や京都府より手厚いご支援を頂いた結果、歳入総額約62億2,500万円、歳出総額約58億3,800万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億6,900万円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るための庁舎建設や、山吹ふれあいセンターの移転をはじめ、老朽化している多賀地区の町営住宅の建て替えの着手、多賀駅前の商業施設の誘致、国道24号城陽井手木津川バイパスと市街地とのアクセス道路となる町道整備等の実施、また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行う子育て世帯生活支援特別給付金や、売上げが減少した法人、個人事業主に対して支援を行う中小企業等継続応援給付金など、新型コロナウイルス対策関連事業のほか、教育、福祉、子育て支援の充実、暮らしの周辺整備、商工業の振興、防災対策など、積極的に取り組むことができました。さらに、井手町の次世代を担う児童・生徒の学習環境の整備のための教育施設整備基金に1億円、役場庁舎やふれあいセンター建設等の大型事業により今後増加する公債費の抑制を図るため、減債基金に5億円それぞれ積立てを行うなど、一層充実した内容となっております。

次に特別会計であります。前年度に引き続き、全ての会計で実質収支額は黒字となる見込みであります。特に毎年、一般会計からの繰入れにより運営してまいりました国民健康保険特別会計は、前年度に引き続き、一般会計からの繰入れなしで、実質収支額は6,000万円程度の黒字となる見込みでありますので、安心すると同時に大変うれしく思っております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第25号、押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件ほか13件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第25号は、行政手続における住民等の負担軽減と利便性向上を図る

ため、押印を求める手続の見直しを行うための関係条例の制定であります。

議案第26号は、地方税法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第27号は、令和4年度一般会計の補正でありまして、補正総額は2億3,619万5,000円の増で、補正後の一般会計予算は82億6,719万5,000円であります。

歳出予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず総務関係では、ホームページからの電子申請に係るシステム改修を行うため、文書広報費に797万5,000円、地域住民の利便性の向上や事業者等の円滑な業務執行ができる環境整備として、デジタル下水道台帳整備に伴う公共下水道事業特別会計への繰出しに2,400万円、デジタル水道台帳整備に伴う多賀地区簡易水道事業特別会計への繰出しに700万円、井手町水道事業会計への補助に1,700万円それぞれ計上いたしますとともに、原油価格・物価高騰への緊急対策として、水道使用料の基本水道料及び水道メーター使用料6か月分の全額減免に伴う多賀地区簡易水道事業特別会計への繰出しに438万1,000円、井手町水道事業会計の補助に978万2,000円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯等で昨年度給付金を受給されていない方に対し生活の支援を行う、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に1,271万4,000円、低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行う、子育て世帯生活支援特別給付金に595万3,000円それぞれ計上いたしますとともに、原油価格・物価高騰への緊急対策として、保護者に負担を求めることなく保育園の給食の質を維持するため、物価高騰対策給食費緊急支援事業に170万円計上いたしております。

次に衛生関係では、新型コロナウイルスワクチン3回目接種者のうち、60歳以上の方と基礎疾患を有する方等への4回目接種体制の確保に係る経費として、新型コロナウイルスワクチン接種事業に920万円計上いたしております。

次に農林関係では、京都府統合型地理情報システムを活用して、地図データと農地台帳システムを連携させるため、農地情報連携整備に60万円計上いたしております。

次に商工関係では、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ地域経

済の活性化と消費者支援を図るため、プレミアム付き商品券発行補助に1,010万円追加計上いたしております。

次に土木関係では、地域住民の利便性の向上や事業者等の円滑な業務執行ができる環境整備として、デジタル道路台帳整備に4,000万円計上いたしますとともに、町道29号線道路改良に2,000万円、町道35号線他道路改良に1,897万4,000円、国道24号城陽井手木津川バイパスのアクセス道路周辺の地籍調査に28万円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係では、新型コロナウイルス感染防止対策のため、十分な換気を行いながら、児童・生徒が教室で安心して学校生活を送れるよう、空調機能の向上を図るため、井手小学校空調整備に1,430万円追加計上いたしますとともに、泉ヶ丘中学校空調整備に2,860万円計上いたしております。また、原油価格・物価高騰への緊急対策として、保護者に負担を求めることなく小・中学校の給食の質を維持するため、物価高騰対策給食費緊急支援事業に290万円計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国府支出金1億9,682万4,000円、寄附金53万6,000円、繰越金2,093万5,000円、町債1,790万円計上いたしております。

議案第28号から議案第30号までの3件は、いずれも令和4年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第31号から議案第34号までの4件は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

報告第7号から報告第10号までの4件は、いずれも令和3年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令及び地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

なお、消防ポンプ自動車更新につきましては、予定価格が700万円以上であることから、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産を取得するに当たり、議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から5月分の例月出納検査結果報告が、上下水道課から上水道水質検査結果書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

また、保健センターからは健康増進計画が提出されておりますので、こちらもご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。

質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

まず質問に入る前に、ロシアがウクライナへの国連憲章を踏みにじる軍事侵攻を開始してから4か月近くとなり、大変長期化の様相を見せていることに憂慮をいたします。ロシアは直ちにウクライナから撤退せよと強く抗議の意思を表明して質問に入ります。

まず1番目に、原油価格・物価高騰等緊急対策についてです。

今年5月16日に日銀が発表した国内企業物価指数の4月の速報値は、前年同月比で+10.0%となり、輸入物価指数は円ベースで前年同月比、+44.6%となりました。また、5月20日に総務省が発表した2020年基準の4月の消費者物価指数（総合指数）では、前年同月比で+2.5%と、急激で異常な物価高騰が進んでおります。

信用調査会社帝国データバンクの調べでは、国内の主な食品や飲料のメーカーが、今年に入って既に値上げしたが、今後値上げする予定の商品が、カップラーメンやハム、冷凍食品、酒やジュースなど8,300品目以上、値上げ幅は平均12%に上ると言われています。

政府も、4月26日にコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を発表し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充をされまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として1兆円が創設

されました。これは、地方公共団体が実施する生活困窮者への生活支援や子育て世帯への支援、中小企業等の支援といった取組に、幅広く活用できるとされております。

本町が活用できるこの交付金の額は幾らでしょうか。この交付金を活用し、再度、全住民への生活応援給付金や、子育て世帯生活支援特別給付金の所得制限の撤廃、ほぼ全世帯や全事業所が恩恵を受けられる水道料金の軽減、生理用品や紙おむつ、防災用品の無料配布など、様々な対策が考えられると思いますが、本町では何を行うのでしょうか。

本町では今年度、大型公共事業がめじろ押しではありますが、原油価格や物価高騰が予算不足や工期の見直しなどに影響を与えることはないのでしょうか。影響があるとすれば、どのように対応するのかお尋ねをいたします。

2点目に、住民の移動手段確保についてです。

「第3次井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画～井手町あいあい（Iあい）プラン～」が、パブリックコメントを経まして、3月に発表されました。その挨拶の中で、町長は「支えあい 認めあい みんなでつくる 井手のまち」を基本理念として、住民と行政の協働で地域福祉のまちづくりに努めると述べておられますが、安心して生活できる環境の整備について、住民に「病院への通院や買い物のお手伝いなど、困っている人がいたら、できる範囲で助けあいましょう」などと記載されておりました。

住民同士の共助を求めることが強調されておりますが、住民アンケートでも、地域のワークショップでも、これだけ移動支援が課題ということがはっきりしておりますのに、行政は一体何をやるのでしょうか。2022年3月議会で、この計画の素案を基に行った私の一般質問に対し、「社会福祉協議会において、高齢者の方に対する新たな移動支援の内容や事業手法について、京都運輸支局へ相談・協議を行うとともに、様々な角度から検討を始められている、事業実施に当たって積極的な支援について要請を受けている」という答弁がありました。社会福祉協議会が京都運輸支局と相談・協議した内容、社協内での検討内容、また、社協から町が要請を受けている積極的な支援とはどんな支援なのか伺います。

3点目に、空き家対策についてです。

昨年度、空き家実態調査の予算が、僅かですが、27万6,000円組まれていたわけですが、どのような調査を行ったのでしょうか。成果を伺いま

す。空き家の定義とはどのようなものですか。現在、町内で何件を空き家と認定していますか。

京都府の建築士会に調査を委託したものは何軒あるのでしょうか。そのうち特に状態の悪いもの、特定空家は何軒ありますか。適正管理のお願いや指導の経過は。特定空家に対する指導・助言・勧告は行われていますか。その特徴について伺います。

4点目に、保育園での紙おむつ処理についてです。

民間会社がつくっている「保育園からおむつの持ち帰りをなくす会」、所在地は大阪市ですが、今年2月から3月、全国1,741市区町村に公立保育園での使用済み紙おむつの処理について調査をされたところ、持ち帰りをを行う園が1園でも「ある」とした市区町村は575(39%)で、「なし」は718(49%)だったと、会のホームページに掲載されております。

ちなみに、全ての市区町村の結果が公表されているんですが、本町のところは「未回答、把握していない」という色の印が塗られているんです。なぜ回答しないのかと思うんですが、本町の保育園での使用済み紙おむつの処理はどのように今、行われているのでしょうか。

汚れたおむつをすぐに処理せずに自宅に持ち帰らせるのは、不衛生で、感染症対策からも不適當です。排せつの状態を保護者に伝えるのは、口頭や写真でも十分ではないでしょうか。保育士はおむつ替えのたびに交換した紙おむつを園児ごとに仕分する必要がありますので、手間と時間がかかり、その分ナイロン袋も多く消費して、環境にもよくありません。保護者や保育士の負担を減らすためにも、持ち帰りはやめ、公費で廃棄すべきだと考えますが、町の考えを伺います。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 谷田議員のご質問にお答えします。

1点目の原油価格・物価高騰等総合緊急対策についてであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における、今回新たに本町へ内示されたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の交付限度額は3,547万6,000円であります。本交付金は、コロナ禍において、原油価

格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう拡充されたものであることから、本町においては、国等のほかの支援制度も踏まえ、限られた財源の中で、町民や事業者にできるだけ幅広い支援ができるよう、プレミアム付き商品券、いでたん商品券の拡充、また、保育園、小・中学校の給食費における食材等の物価高騰分に係る経費への活用を行うとともに、町の一般財源を充当して、水道の基本料金、メーター使用料の半年分を全額免除することとし、本議会においてご審議をお願いしているところであります。

3点目の空き家対策についてであります。昨年度の空き家実態調査の成果については、固定資産税課税台帳情報、住民基本台帳情報、上下水道利用情報により、空き家と疑われる町内物件を机上調査しましたが、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が発令、延長されたため、近隣の方、民生・児童委員や区長などへの現地の聞き取り調査は中止としてきたところであります。空き家の調査が最後まで実施できなかったことから、個別物件を建築士会へ調査委託することができず、事業は未執行となっております。

空き家の定義については、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定されているとおり、「居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地」と認識しており、本町は現時点で158軒の空き家を把握しております。

また、特定空家については、平成28年度の調査以降15軒あり、そのうち指導したのが13軒、指導したうち勧告したのが4軒であります。その後、解体解除や売却及び改修による空き家バンク登録などにより除外したのが7軒あり、特定空家の残りは現時点で8軒となっているところであります。

本町の空き家の特徴としましては、人口減少、人口流出に伴い件数も多く、所有者の把握も難しくなっていると認識しております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） 1点目の原油価格や物価高騰による大型公共事業への影響についてであります。これまでから、公共事業実施に伴う請負契約の中で、「賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更」に関する条項が明記されており、工期内に物価水準等の変動により請負代金が著しく不相当となったときは、発注者または受注者は請負代金の変更を請求できることとなっ

ておりまして、請求があった場合はこの契約に従い対応することとしていますが、事業中である新庁舎建設工事等の受注者からは、今のところこのような請求はありません。

工期につきましても、受注者からは、現在計画どおり進める予定であると同っておりますが、今後、資材納品などに不測の状況が生じた場合には、受注者と詳細な工程調整を行った上で必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 2点目の住民の移動手段確保についてであります。社会福祉協議会が京都運輸支局と相談・協議した内容は、地域福祉計画及び活動計画策定に係る住民アンケート調査において、高齢者の方から移動支援を求める意見があったことから、高齢者の方の移動支援を検討するに当たって、道路運送法上の各種規定や事業制度、事業実施に伴う事務的な手続等について相談・協議したとのことであり、京都運輸支局からこれらの点について説明を受けるとともに、特に事業実施に際しては、利用される方がどれだけおられるのかという点の確認を十分に行うよう助言を受けたと聞いております。

次に、社会福祉協議会内での検討内容につきましては、運送方法や移送区域、料金等の事業実施に係る運用項目や、実際にどれだけの利用者が見込まれるのか、その把握方法等について検討を進められているところであり、本町と適宜意見交換しているところであります。

次に、社会福祉協議会から町が要請を受けている積極的な支援とはどんな支援かにつきましては、事業を安定的に継続するために、町からの助言や財政的な支援を求められております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 4点目の、保育園での紙おむつ処理についてであります。町立保育園における紙おむつの取扱いにつきましては、紙おむつが必要な園児については、各園児のご家庭より紙おむつを持参していただいております。使用後の紙おむつの処理につきましても、各園児のご家庭でお願いしているところであります。

また、保育中における使用後の紙おむつの保管につきましては、保育園にて、おむつ替えを必要とする園児ごとに「おむつ保管箱」を用意しておりまして、おむつ替えの都度、保育士がそれぞれの「おむつ保管箱」に入れて保管し、園児が帰宅する際に、保護者に使用後の紙おむつをお渡しするとともに、保育中の排便の状況をお伝えしているところであります。

園児、特に乳幼児の便の色は健康状態のバロメーターとも言われており、保育中における園児の便の状態を保護者の方々にお伝えし、保護者自身にも確認していただくことは非常に重要なことであると考えております。

なお、その趣旨につきましては、保護者の方々にもお伝えしておりまして、保育園における紙おむつの取扱いにつきましては、保護者の方々にご理解いただいているところであります。

また、議員ご提案の、おむつ替えの都度、便の状態を写真撮影し、日々保護者の方々にお伝えするという点については、保育の現場からは、非常に時間と手間がかかり、過度の負担となると聞いており、他の保育業務を大きく圧迫することから、導入は困難であると考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） まず、物価高騰対策で水道料金の軽減ということが示されましたけれども、この財源のところで「一般財源を充当し」というご説明があったんですけれども、これは、財源は全部国からの交付金を一旦、一般財源に入れて、それを水道会計に入れるという理解で間違いありません。

それが1点と、水道の検針というのは井手地区と多賀地区で時期がずれておりますので、奇数月と偶数月と分かれております。予定として、いつの検針分から軽減されるのか。そうすると、徴収はまた遅れますので、何月徴収分からその軽減策を実施しようとしているのかお尋ねをします。

同じくその問題で、給食費の関係ですけれども、当然、他の市町村では給食費が値上げになるかもしれないということで、その軽減に充てると。それと同じことだと思えるんですけれども、本町でもその部分を、デザートを減らすなど、そんなことにならないように補助を増やしていただけるということで、それは大変結構なことだと思えるんですけれども、保育士や教職員の方、実費なり給食費を負担していただいているわけです。その分については、こ

の補助額の中に含まれているのか。小・中学校だったら給食センターで一括して作りますから、その分だけ分けてというのは、非常に難しいと思うんです、経費を計算したりするのが。ですから、当然保育士にしても、教職員の方にしても、昼食をよそに食べに行ったり、持参して自分だけ違うものを食べるということは、教育上も給食指導ということで食べていただいているんですから、費用負担をさらに求めるということは、私は適切ではないと思いますので、保育士や教職員の方についても、原価の高騰による影響が出ない形で対応していただきたいと思いますが、どう考えておられますか。

2点目、住民の移動手段の関係ですが、町がつくった地域福祉計画の中に、住民の取組として「できる範囲で助けあいましょう」と書いてあると、共助ばかり強調しているということを申し上げたんですけれども、住民の方は十分やっておられるんです。お互いさまだということで、できる人は本当に、「買物、一緒に行こうか」とか、「買ってきてあげようか」とか、そういう声かけをしたり、病院に行くんだったら連れていこうとか、それは十分やっておられるんですよ。その上でアンケートを取れば、こういう要望が出てくるわけですよ。だから、やっぱり町が積極的にやらないと、社会福祉協議会に丸投げではいけない。

財源、少しぐらい援助を求められたら考えましょうかということだけではなくて、社会福祉協議会がやられることは自力で動けない人の福祉の有償運送でしょう。それも拡大はしてほしいですよ。福祉有償運送で買物に行きたいと、すごく要望はあります。だから、それは考えてほしいけれども、じゃあ元気な人をどうするんですか。元気でも今度、役場があんな高いところに行くのにどうやって行くんだという声は、大変お元気な方からも寄せられているわけです。町内の交通手段を確保することで住民の皆さんの動きが活性化するということは、本当に住民の健康対策としても有効ですし、経済対策としても有効です。それを町がやっぱり踏み出さないと、社会福祉協議会に全部丸投げして、福祉の観点だけでやってくださいということは駄目です。

それで、たくさん利用してもらわないと継続できないわけですよ。だから、非常に限定的な交通手段では利用者が増えない。最初から利用する人が少ないからできませんでしたみたいな、そういう結果ありきのことでは駄目だと思いますから、これは決断だと思いますよ、町長。町として、やっぱり移動手段確保に乗り出してほしいと思いますが、再度答弁を求めたいと思います。

空き家対策について、個別のことを申し上げると、いろいろあるんですけども、私の知る、ある空き家なんかは、お隣の家に家の一部が倒れてきているので、突っかい棒で押さえておられるんです。これは多分、特定空家に入っていないんじゃないかと思われるんですが、また情報提供はしたいと思いますが、ずっと探しても所有者が特定できないということで、やっぱり近隣は非常に迷惑されておりますので、去年できなかった建築士会への委託などを再度検討してほしい。未執行の分はどうされるんでしょうか、お尋ねをいたします。

4点目、紙おむつですけど、去年は京都府内の公立園で持ち帰りがないと答えたのは精華町しかなかったんです。今年は、それに加えて木津川市、京丹後市、向日市、長岡京市、八幡市、五つ増えまして、6市町が持ち帰りは公立ではなくすと。民間くらい調べたらもっと進んでいるかもしれないんですけども、実際に保護者の方にもお聞きをしましたが、ちゃんと保育士は頑張ってくれているんですよ、包んで。それをかばんの中にお母さんが入れて帰られるわけです。やっぱりそれは、別々にしないと不衛生ですよ。それは保育士の責任じゃないかもしれないけど、荷物をまとめて持って帰るのは当然じゃないですか。かつ、布団があるんです。徒歩で通っておられる方もおられます。その布団の持ち帰りプラス、おむつだけ別に持って、かばんを持って、そういうことにはなかなかならないわけで、少しでも負担の軽減のために、衛生の観点から特に検討していただきたいと。

本当に私、一番恥ずかしいのは、ホームページで、京都府の中で、やっている、やってない、色分けしてあるんですけど、井手町だけ違う色なんですよ。「未回答、把握していない」という色なんですよ。何で答えないのでか、そういうアンケートが来たら。私、恥ずかしいなど。別にどっちでもいいじゃないですか、やっている、やってないという回答なんだから。そういうアンケートになぜ答えないのでか、それも教えていただきたいと思うんですけど、写真は全部全部撮れと言っていないんですよ。これは保護者にお知らせするような、ちょっと異常な便というか、通常と違う便があったなという場合だけ持って帰ってもらうとか、写真を撮るとか、それはいろんな方法があるわけで、全部全部、わざわざ保管箱を作って分けなくても、園で全部廃棄をしたらいんじゃないですか。そんなにお金がかかるのでしょうか。再答弁を求めます。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 空き家の調査の件につきましては、昨年度、机上調査を実施しまして、いろんな情報で多くの空き家を想定しているところございまして、今年度につきましても、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、現地での聞き取り調査を行いながら、できる限り調整していきたいと考えてございます。

建築士会への調査委託経費につきましては、調査の進捗状況を見ながら、必要な予算について検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） 次に、水道使用料の基本料金、メーター使用料の減免の財源につきましては、国支出金が847万6,000円、一般財源が568万7,000円となっているところでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 物価上昇等に係る保育園での給食費、また学校給食費の保育士や職員等に係る分については、今回の上昇分では補正予算を見込んでおりません。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） 水道料金の減免の関係で、いつからというご質問について、私の方からお答えしたいと思います。

ご存じかと思いますが、井手地区、多賀地区別々に2か月に1度検針している状況でありまして、今回補正予算をお願いしているところをご可決いただきましたら、できるだけ速やかということで、多賀地区は7月検針分から、それが8月請求分に影響してまいります。6か月ですので1月請求分までです。井手地区は8月検針分から、9月請求分から2月の請求分まで、基本料金と水道メーター使用料を減免したいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 先ほどの移動支援の件でございますが、福祉有償運送の対象とならない高齢者の移送等につきましても、ワークショップでありましたり、アンケート調査の結果から、社会福祉協議会も把握されておりますので、それを踏まえた移動支援の実施を検討されているものと聞いております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 紙おむつの処理の関係でございますが、議員は衛生面等言われておりますが、本町では、先ほどもお答えいたしましたとおり、お預かりしている園児の健康状態を把握していただくに当たり、特に乳児の方については、その便の色は健康のバロメーターと言われておりますので、やはり園児の保護者の方に現物を確認していただくということが非常に重要であると考えておりました、今後もその取扱いについては変更を考えておりません。

あと、アンケートにつきましては、申し訳ございません、今現状どういうアンケートがあったかということは把握できておりません。

あと、写真についてですが、先ほども言われました特定の便が出たときだけ写真で撮影すればいいんじゃないかとおっしゃっておられますが、保育所が常に保育を行っている中で、その都度そういった対応をしていくということ自体が過度な保育の負担になるということでもありますので、こちらにつきましても同様に考えており、取扱いの変更は考えておりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員、3回目です。

9番(谷田みさお) 町長のお答えがなかったので非常に残念で、先ほども担当課長が言うのは、やっぱり社会福祉協議会が検討しておられる。町はどうするのかと。これはみんなで作るまちづくりなんでしょう。住民も、行政も、福祉団体とかもみんなで作っていくと。町はどうするんですか。町が

まず一番に先頭に立って考えてくれないと、住民の皆さんは町は何をやっているんだと言っておられるわけですよ。そこはもう少し踏み込んで検討してほしいと思います。

給食費の方の教職員等の負担について、補正がないということは結局、職員に給食費の増加分を求めるといことなのかとも思えるんですが、はっきり答弁がなかったんですけども、そういうことはぜひしないで、それは教育の一環、保育の一環で食べていただいているものですから、町として、その分は新たな負担は求めないでいただきたいということを要望して終わります。

議長（西島寛道） 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

4番（奥田俊夫） 4番、奥田俊夫です。私の方から、事前通告に従いまして、大きく2点質問したいと思います。

まず1点目、同報系防災行政無線の整備について。

今年もいよいよ出水期に入りますが、この時期は梅雨や台風による大雨で河川が増水しやすい時期に当たります。昨年11月には、世界気象機関が、猛暑や大洪水などの異常気象はもはや新しい平常になっているとも指摘をしています。

また、今年に入って、京都府南部を震源とする地震の発生件数は、5月20日現在、震度1から3が11回、震度4が2回の合計13回発生しましたが、幸いそれ以上の強い地震は発生していません。

防災も大変重要なことですが、それと同じぐらい減災も重要であると考えます。そこで、そのための一つのツールとして、同報系防災行政無線の配備も必要不可欠ではないでしょうか。

以前、令和元年9月定例会において私自身が質問をした際は、「複数の情報伝達手段を実施している、先進的な自治体にも確認しながら新庁舎建設に合わせて具体的に検討していきたいと考えている」と行政側から答弁を頂いています。

そこで質問です。今現在、京都府内での同報系防災行政無線の整備状況はどのようになっていますか。そのうち、隣接している京田辺市、城陽市、木津川市などでも同報系防災行政無線が整備されていると思いますが、それらの市ではどのようにシステムの活用をされているのでしょうか。

現在、本町が利活用しているのは移動系の防災行政無線であり、これは主に発災時の被害状況や、大雨のときには河川の水位等、警戒活動に当たっている消防団からの報告、対策本部からの指示や連絡に使われています。住民の皆さんにそのときの状況や、今後の予報・避難の準備や情報などを広く具体的に知らせることができる同報系防災行政無線の整備を進めていただき、同報系と移動系の併設が最も有効であると考えますが、町としてのお考えを聞かせてください。

現在、夕方の5時などにサイレンが吹鳴されていますが、同報系にすれば、耳あたりのよいチャイムやメロディーなどで知らせることができるほか、戸別受信機を配置すれば、行政側のお知らせや広報などにも活用することができます。行政と住民のつながりもより密接になる同報系防災行政無線の整備について、町としての意見をお聞かせください。

整備を行う時期も、新庁舎建設に合わせたほうがよりスムーズで、費用面でも最小に抑えられると思いますが、どのように思われますか。

大きく2点目です。通学路の安全対策について。

乗越川のJR踏切より西側は、コンクリート舗装で蓋をして歩道としての整備がされていますが、踏切より東側は整備されていないのが現状です。朝の通学の時間帯は、通勤のために通り抜けされる車が非常に多く、また、この部分は児童の通学路にもなっていることから、大変危険であるという声が住民の方からも多く上がってきています。

そこで質問です。その箇所を通学路として、今現在何人の児童が利用していますか。川を挟んで南側の道路と北側の民地とでは高低差があるため、それが整備できていない理由かとも思われますが、通学路として利用されているのも事実です。通学路のより一層の安全確保の観点からも、早急な対応が必要であると考えますが、町の意見をお聞かせください。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 奥田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の同報系防災行政無線の整備についてであります。一つ目の、現在の京都府内での同報系防災行政無線の整備状況につきましては、まず、府内26市町村中、同報系防災行政無線と移動系無線を整備しているのは5

団体、同報系防災行政無線を整備しているのは12団体、移動系無線とその他の無線を整備しているのは1団体、移動系無線を整備しているのは4団体、その他の無線を整備しているのは3団体であります。

また、全ての市町村において、緊急速報メールやホームページ、テレビなど、様々な情報伝達ツールを活用しながら防災情報の発信をしている状況であります。

二つ目の、そのうち京田辺市、城陽市、木津川市では、どのようなシステムの活用をされているのかにつきましては、京田辺市では、中山間地域に同報系防災行政無線のスピーカーを3台設置され、移動系無線なども活用されております。

次に、城陽市では、同報系防災行政無線のスピーカーを15か所に設置されており、戸別受信機については、地区会長、防災リーダーに計約70台を配備され、移動系無線なども活用されております。

次に、木津川市では、同報系防災行政無線のスピーカーを65か所に設置されており、戸別受信機については、地域長、自主防災組織、公共施設に計約130台を配備され、移動系無線なども活用されております。

なお、本町では移動系無線を整備しており、各公共施設、公用車、自主防災組織の長である各区長、消防団役員、消防団各支部の小型ポンプ積載車、計45台の無線機を配備しております。

三つ目の同報系と移動系の併設についての町の考え方につきましては、本年度に災害時情報伝達手段整備として予算計上しておりまして、本町にとって、どのようなシステムが町内全域に一斉に、迅速かつ効果的に情報伝達ができるのかを勘案しながら、令和5年度に工事発注ができるよう設計に取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在整備している移動系無線についても、これまで効果的に利用していることから、今後も同様に活用しつつ、同報系と併用することで、より充実した防災情報の伝達ができるものと考えております。

四つ目の同報系防災行政無線により、メロディーチャイムとしての時報や戸別受信機の整備についての考え方につきましては、現在、午前8時、正午、午後5時にサイレンの吹鳴により時報をお知らせしているところですが、新庁舎建設検討会議において、新庁舎建設を契機に、警戒音であるサイレンではなく、メロディーチャイムなど、聞き心地のよい音楽などにより、

時報として伝えてはどうかという意見も伺っておりますので、その趣旨も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

また、戸別受信機の整備については、個人宅に配備することから、天候等による外部の影響に関わらず、防災情報等が入手できるというメリットがある一方、電源の確保や機器の故障、更新、地形により電波状況が悪いなどのデメリットもあります。本町といたしましても、これらのメリット、デメリットも勘案しながら、本町にとって最も効果的な情報伝達システムとなるよう検討してまいりたいと考えております。

五つ目の整備を行う時期につきましては、まず具体的に建設場所をはじめ、新庁舎の設計が完成した時点で、防災拠点としての場所から地形や電波の状況などを確認した上で、同報系防災行政無線の設計に取り組む必要があったことから、本年度において当該費用を計上してきたところであり、また、新庁舎建設と併せて整備するよりも、個別に整備したほうが非常に有利な財政支援が活用できることから、新庁舎建設後に整備する計画としております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 2点目の通学路の安全対策についてであります。一つ目の、乗越川のJR踏切より東側を通学路として、今現在何人の児童が利用しているのかにつきましては、3世帯3名の児童が、自宅から通学路の集合場所への行き帰りに利用されております。

二つ目の、今後の町の対応方針につきましては、議員ご指摘のとおり、南側の道路と北側の民地に高低差がある上、敷地進入のために複数の橋が架けられていることなどから、歩道整備等の抜本的な施工は困難であると考えておりました。現在部分的に拡幅されている広い路肩部分を活用した連続する歩行空間が確保できないか等、少しでも安全度の向上が図れるよう対策を検討してまいりたいと考えております。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。11時15分まで。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

議長(西島寛道) 引き続き、再開します。

次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

8番（岡田久雄） 8番、岡田久雄です。事前に通告しておりました次のことについて、質問をいたします。

まず初めに、高齢者の移動の不便解消について質問いたします。

加齢に伴う運転の不安から車を手放した結果、移動の手段を持たなくなった高齢者にとって、買物、病院、役場など、公共施設への移動の不便は本町にとっても課題であると考えます。

インターネットや新聞など、他自治体の取組を見てみると、三重県菰野町では、住民がドライバーとなって高齢者を有料で送迎する「あいあい自動車」が令和2年2月から走っています。

バスやタクシーなどの公共交通機関が不十分な地域では、自治体や交通関係者が合意すれば、国土交通省に登録したNPO法人などが移動サービスを提供できます。菰野町では、この道路運送法に基づく制度を利用して、社会福祉協議会が運営を、町が事業費を補助しています。

近隣自治体では、南山城村で、自宅から目的地まで直接行ける予約制タクシー「村タク」が令和3年4月から本格運行されています。また、奈良県田原本町では、70歳以上の高齢者や妊婦、未就学児、身体障がい者などを対象に、住民の移動にタクシーを活用し、町独自で民間タクシーの初乗り運賃を補助する事業を開始しています。利用者に好評なこの種の事業を、国は補助対象とする方針を示しており、このような支援策を利用して、試行錯誤しつつ、各自事業に取り組まれている自治体は全国的に増えてきています。

本町においては、現在福祉タクシー事業等を実施されていますが、高齢者の移動の不便を解消し、高齢者福祉のさらなる充実を図るため、現時点において、行政としてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

次に、物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の取扱いについて質問します。

政府が令和4年4月に発表した総合緊急対策では、自治体の事業を国が財政支援する地方創生臨時交付金を拡充し、各自治体の判断で様々な事業に活用することができるという、1兆円のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の創設が決まりました。

活用事例として、学校給食費等の負担軽減や介護施設などの食事への適用、

生活困窮者に対する臨時特別給付金の対象拡大、給付額の上乗せ、子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大、給付額の上乗せ、水道料金をはじめ、電気・ガスなど公共料金の負担軽減策にも充当することができ、町内事業者への支援などにも幅広く活用することができます。

そこで、次のことについて質問します。

①本町では地方創生臨時交付金がいくら交付されるのか。

②本町では、交付金を生活支援や事業者支援など、どのような支援策への活用を考えておられるのか。

③本町では、学校給食は全額町が費用助成しており、保護者に負担はかかっていませんが、長引くコロナ禍、ウクライナ情勢による物価高騰の中、食材費の値上がりが一層懸念されています。学校給食の食材調達の現状と、食材費と予算のバランス等を含めた今後の見通し、影響、交付金活用の有無についてお伺いいたします。

④本町では毎年、住民の生活支援と町内商店の活性化のため、プレミアム付き商品券の発行を実施されています。本年度はさらなる支援拡充のため、地方創生臨時交付金を活用して、商品券発行総額の増額やプレミアム率の拡大、また、いでちょう百縁商店街への支援拡充をされてはどうかと考えますが、本町の考えをお聞きします。

次に、子育て支援のさらなる充実について質問します。

本町では、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や、安心して子育てできる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援策が多く進められています。そのため、子育て世代の皆様からは、「子育てするなら井手町で」と大変喜んでいただいております。

しかし、私が子育て世代の方々と話し合う機会の中で、保護者からは、さらなる子育て支援策として、小学校入学児童にランリュックの無償配布を希望する声が多く寄せられています。このことは、子どもを大切にし、子どもの幸せを第一に考え、子どもと親に夢を贈る本町の大きなメッセージとなると確信しますが、町長の考えをお聞きいたします。

一部、前の方と質問が重複しているところがございますが、できるだけ答弁いただければと要望して、よろしくお願いたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中田教育長。

教育長(中田邦和) 岡田議員のご質問にお答えいたします。

3点目の子育て支援のさらなる充実についてであります。本町では、第5次井手町総合計画の基本目標の一つ、「子育て環境の強みをさらに磨こう」を達成するため、様々な子育て施策を実施しております。

保護者負担の軽減施策といたしましては、18歳までの医療費の無償化をはじめ、町立保育園、小・中学校の給食費の無償化、就学前の子どもを対象として、出産応援給付金の支給、第3子以降の保育料無償化などを行っております。

また、小・中学生を対象として、入学支度金や通学援助費、修学旅行援助費の支給などを行うとともに、泉ヶ丘中学校国際交流海外派遣事業や、部活動支援事業、英検・数検チャレンジ推進事業などを実施しております。

小学校入学児童へのランリュックの無償配布につきましては、既に入学時には安全帽の支給を行っておりますが、現在、入学時には全児童がランリュックを使用している状況から、子育て支援のより一層の充実を図るため、前向きに検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(坂井幸一郎) 1点目の高齢者の移動の不便解消についてであります。令和4年3月に社会福祉協議会が策定した井手町地域福祉活動計画において、行政と連携し、新たな移動支援事業の検討を進める旨の明記を踏まえ、社会福祉協議会における事業の検討に当たりましては、社会福祉協議会と本町とで定期的な意見交換を行う等、連携を図っているところであります。

ご質問の中で、岡田議員からご紹介いただきました先進事例のように、地域によって人口や面積、地理的な状況や鉄道の位置や運行状況、タクシー事業所の有無等の既存の交通資源等が異なるため、それぞれの地域ではそれらに応じた事業が構築されております。

現在、社会福祉協議会におきましては、先進事例も参考に、本町の地理的特性や交通資源等を踏まえた事業内容や、それに応じた利用者数の把握方法等について検討を進められているところであります。

本町におきましては、社会福祉協議会における検討内容を十分にお聞かせいただき、事業実施に係る本町の支援については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 山本地域創生推進室長。

理事(山本勇人) 2点目の物価高騰等に対する地方創生臨時交付金の取扱いについてであります。一つ目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、今回、新たに本町へ内示された額は、従前からある新型コロナウイルス感染症対応分として1,182万5,000円と、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が3,547万6,000円と合わせた4,730万1,000円が交付限度額となっております。

二つ目の、どのような支援策の活用を考えているかにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応分といたしましては、小・中学校において、より快適で安心して授業が受けられるよう、教室の空調設備の整備を進めることとしているところです。

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分につきましては、先ほど谷田みさお議員にお答えしたとおりであります。

三つ目の学校給食につきましては、議員ご指摘のとおり、本町では限られた自主財源の中で、子育て世帯への支援として、保育園を含めた給食費の無償化事業を行っておりますが、物価高騰により食材の調達等に直接影響を受け、給食の質、量、栄養価を維持するため苦慮しているところであり、大変厳しい状況となっているのが現状です。そのため、お子さんをお持ちのご家庭の負担なく、引き続き給食費の無償を継続するため、今回の交付金を食材等の物価高騰分に活用したいと考えております。

四つ目のプレミアム付き商品券の事業につきましても、これまで以上に多くの住民の方々の生活支援が図れるよう商工会と連携をしながら、発行総額を6,500万円から1億400万円へ引き上げるなど、事業内容の拡充に今回の交付金を活用してまいりたいと考えております。

なお、これら事業の所要の予算につきましては、本議会でのご審議をお願いしているところであります。

議長(西島寛道) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

8番（岡田久雄） 一部要望となると思いますけれども、物価高騰等に対する地方創生臨時交付金について、この交付金は先ほども述べましたように、活用事例としては、生活困窮者に対する臨時特別給付金の対象拡大、給付額の上乗せ、子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大、給付額の上乗せなどにも利用できるものでございますので、ぜひとも生活困窮者の方のためにも多く利用していただきたいと思っております。また自治体によっては、住民非課税世帯への10万円給付について、その対象外となっている課税世帯のうち、世帯所得が200万円以下の世帯の方にも使えると聞いておりますので、ぜひとも検討していただきたいと思っております。この臨時交付金を活用するには自治体が国に実施計画を提出する必要があるんですけども、この提出期限はいつになっているか、お答えをお願いいたします。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 国への計画の提出期限につきましては、今、まだ照会が来ていないと把握しておりますので、また計画をつくり、国に上げたいと考えてございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 今、いろいろ言われていますけども、配分のある交付金、全て予算化して、足りないもの、水道の分もそうですけれども、一般財源を活用しているということです。

議長（西島寛道） 次に、田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 田中保美議員。

3番（田中保美） 3番、田中保美です。今日は私の初めての一般質問であります。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、井手町行政の進展に、汐見町長をはじめ、町職員の皆様のご努力に対しまして、厚く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、私の方から通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず1点目ではありますが、本町各小・中学校における児童・生徒の運動能力と体力向上についてであります。

文部科学省では、昭和39年度以来、体力・運動能力調査を実施して、国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導と行政上の基礎資料として、調査結果が広く活用されてきました。

そして、平成11年度からは、国民の体位の変化、スポーツ医学・科学の進歩、高齢化の進展等を踏まえ、調査を新体力テストとして全面的に改定し、現在も有意義に活用され、21世紀の社会を生きる人々が心身ともに健康で活力ある社会を形成しているところです。

ただ、この約2年と半年間はコロナ禍の影響等もあり、本町の各小・中学校でも体育行事が開催できず、体育の学習時間も思うように確保できない状況にあったことから、運動能力が低下していないかと懸念しています。

そこで、次のことについて質問します。

①本町の井手小学校・多賀小学校児童、泉ヶ丘中学校生徒の運動能力の現状はどのようなものなのか。

②京都府や全国平均と比較して、本町の児童・生徒の運動能力のレベルの高さは、新体力テスト等から見てどのようなものなのか。

③本町の井手小学校・多賀小学校児童、泉ヶ丘中学校生徒の体力向上に向けた取組をどのように考えておられるか。

そして、2点目ではありますが、本町各小・中学校と井手やまぶき支援学校との連携・交流についてであります。

井手やまぶき支援学校は、地域密着型モデル校として、この4月に開校いたしました。山城地域にある南山城支援学校、城陽支援学校、八幡支援学校、宇治支援学校から数えて5校目の特別支援学校として高い期待が寄せられています。本町からも4名の児童・生徒が通学していると聞いていますが、井手やまぶき支援学校の教育理念にある、地域と共に歩む学校として、今後、様々な取組や交流等が行われることを大いに期待しています。

そこで、次のことについて質問します。

①これまで、本町の各小・中学校と山城地域の特別支援学校との連携や交流等はどのようなものがあるのか。

②今後、本町の各小・中学校と井手やまぶき支援学校とは、どのような連携や交流等の取組を考えておられるのか。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 田中議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、本町各小・中学校における児童・生徒の運動能力と体力向上についてであります。一つ目の、本町の井手小学校・多賀小学校児童、泉ヶ丘中学校生徒の運動能力の現状につきましては、コロナ禍前の令和元年度と令和3年度を比較しますと、井手小学校では、特に「上体起こし」、「20メートルシャトルラン」が低下し、「50メートル走」は上昇しております。多賀小学校では、特に「20メートルシャトルラン」が低下し、「握力」、「反復横跳び」は上昇しております。泉ヶ丘中学校では、特に「握力」、「長座体前屈」が低下し、女子の「20メートルシャトルラン」、「50メートル走」は上昇しております。全体的に見ますと、3校とも多くの学年で運動能力の低下が見られます。

二つ目の、京都府や全国平均と比較して、本町の児童・生徒の運動能力のレベルの高さにつきましては、毎年度、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力の合計点数を比べますと、令和3年度では、中学校2年生女子は全国の平均を上回っておりまして、特に「20メートルシャトルラン」が優れております。小学校5年生男子女子、中学校2年生男子は全国平均を下回っておりまして、共通して特に「握力」、「長座体前屈」に課題が見られます。

三つ目の、本町の井手小学校・多賀小学校児童、泉ヶ丘中学校生徒の体力向上に向けた取組につきましては、身体力テストの結果を基に、改善に向けて、体育の授業において準備運動で柔軟運動を多く取り入れたり、児童・生徒の意識を高めるため、定期的に体力を測定するなどの工夫をしております。また、京都府教育委員会作成資料「運動遊びガイドブック」を活用しながら指導を行うとともに、児童・生徒が日常的に運動やスポーツに取り組む習慣の定着を図りながら、体力向上と健康の維持増進に各校で取り組んでおります。

2点目の、本町各小・中学校と井手やまぶき支援学校との連携・交流についてであります。一つ目の、これまでの本町の各小・中学校と山城地域の

特別支援学校との連携や交流等につきましては、特別支援学校の教員を招いての校内研修会を実施したり、支援が必要な児童・生徒に対しての専門的な指導・助言を頂いたりすることで教職員の連携を進めているところであります。

児童・生徒では、ボッチャ等のスポーツでの交流や夏の地域学校等の行事で、本町在住の特別支援学校児童・生徒と交流を行っております。

二つ目の、今後、本町の各小・中学校と井手やまぶき支援学校とはどのような連携や交流等の取組を考えているのかにつきましては、校内研修会や専門的な視点からの指導・助言はもとより、定期的に会議を持つなど、連携をさらに充実させながら、本町教職員の特別支援教育についての専門性をより高めていきたいと考えております。

また、交流につきましては、小学校では、特別支援学校の児童と体育や図工での共同学習、特別支援学校の児童が小学校の児童に向けて行う学校案内など、中学校では、これまでのボッチャでの交流に加え、音楽の授業などでの共同学習、給食交流、スポーツ交流など、新たな取組も加えて計画を進めているところであります。

小・中学校とも、これらの連携や交流により、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう、特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 田中保美議員。

3番（田中保美） 今、質問に対する回答をお聞きして、一つ目の児童・生徒の運動能力については、高い種目についてはさらに伸ばしていただき、低下している種目については柔軟運動等の体力向上の取組を大いに進めていくよう、よろしく願いいたします。

二つ目の井手やまぶき支援学校との連携については、教師間でのさらなる研修等を深めていってほしいと願っています。児童・生徒の交流については、思いやりの心やコミュニケーション能力を高め、また、信頼関係を築く上でも大切でありますので、引き続きよろしく願いしたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

議長（西島寛道） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本尚憲議員。

5番(脇本尚憲) 5番、脇本尚憲です。事前の通告に基づき、大きく二つ質問させていただきます。

1、地震に対する備えと支援策。

3月31日に京都府南部を震源とする地震が発生し、その後、ほぼ同じ地域でマグニチュード4クラス、最大震度3から4の地震が5月2日までの約1か月間で合計5回も発生しました。

それを受けて、政府の地震調査委員会は、5月13日に開かれた定例会合で、京都府南部で続いている地震の深さは12キロから15キロほどの地殻内で発生した横ずれと呼ばれるタイプで、3月末の地震以降、地震活動は活発になっているとの見解を示しました。このことから、より一層地震に対する備えを行う必要性があると感じました。

地震予知の研究は各方面で進められていますが、まだ確立したものはなく、私たちにできる大切なことは、地震が発生することを前提に、様々な減災対策を講じることではないかと思います。

また、近年日本国内で発生した大規模な地震発生後の調査では、負傷した人の約30%から50%の人が家具類の転倒・落下・移動が原因で負傷しており、接触して負傷する以外にも、転倒した家具などが電気ストーブの電源スイッチを押し火災が発生する、家具が転倒することで避難経路が塞がれるなどの事例も発生しています。

そこで質問します。

①現在本町が管理している建物や施設の耐震補強など、地震への対策状況は。また施設内のロッカーなど、備品の転倒・落下・移動防止対策は。

②住宅の耐震診断や耐震改修など、補助金制度の内容は。また、その制度の活用状況や住民への啓発内容は。

③減災対策の観点から、住宅における家具類の転倒・落下・移動防止に対する補助金制度の導入など、本町の考えは。

2、男女共同参画社会の実現。

井手町男女共同参画プランが令和3年3月に制定されました。その冊子の中で、男女共同参画社会とは、家庭、地域、学校、職場など、社会のあらゆる場面で、誰もが自由と平等を享受し、性別に関わりなく自らの意思に基づ

く生き方が実現でき、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、豊かな個性と能力を十分に発揮できる社会と定義されています。

また、本計画策定の目的及び基本理念の中にもありますように、今後さらなる男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画社会に対する理解の推進、男女とも仕事と家庭生活が両立できる環境づくりが必要だと思います。

そこで質問します。

①男女共同参画社会の実現に向けた理解を推進するため、具体的に行っている教育の内容や各種講座の内容、開催状況、参加人数は。

②ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業、事業所に対する広報、啓発活動及び学習機会の提供と、その内容や実績は。

③本町の行政職員について、過去3年間の男女別の育児休暇、介護休暇の取得状況は。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の地震に対する備えと支援策についてであります。一つ目の本町管理の施設の耐震補強など、地震への対策状況及び備品の転倒・落下・移動防止対策につきましては、地域防災計画の震災編の中で、災害時の救急活動の拠点となる庁舎などの公共建築物の安全性の向上に努める旨を方針として、これまで計画的に公共施設の耐震化を図ってきたところであり、全ての公共施設の耐震化が完了している状況であります。

しかしながら、備品の転倒や落下、移動防止などの対策につきましては、現在の庁舎等の状況から、書類等の収納スペースが少なく、十分に対応できていない状況となっております。

なお、現在建設している新庁舎、山吹ふれあいセンターについては、十分考慮した計画となっております。

三つ目の、住宅における家具類の転倒・落下・防止対策の補助金制度の導入などの考えにつきましては、近隣の市町では宇治市、久御山町において、主に65歳以上の高齢者世帯等を対象とした補助制度がありますが、近年では申請件数が少ない状況と伺っておりますので、導入による効果など、十分に確認しながら検討してまいりたいと考えております。

2点目の三つ目の本町の行政職員の過去3年間の男女別の育児休暇、介護休暇の取得につきましては、まず育児休暇の取得者数は、令和元年度は男性なし、女性4名、令和2年度は男性1名、女性4名、令和3年度は男性1名、女性10名であります。

なお、介護休暇については、当該期間において取得した職員はおりません。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) 1点目の二つ目の住宅の耐震診断や耐震改修につきましては、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象とした4種類の補助メニューがあり、住宅の耐震性能を確認する耐震診断助成につきましては、診断費用5万5,000円のうち5万2,000円を補助しており、実績としましては、平成18年度から令和3年度までで64件となっております。

住宅の耐震性能を向上させる耐震改修助成につきましては、改修費用の5分の4で100万円を限度に補助しており、実績としましては、平成23年度から令和3年度までで21件となっております。

屋根の軽量化等、簡易な方法により耐震性能を向上させる簡易耐震改修助成につきましては、改修費用の5分の4で40万円を限度に補助しており、実績としましては、令和2年度から令和3年度までで3件となっております。

地震によって倒壊した場合でも安全な空間を確保することができる堅固な構造物を設置する耐震シェルター設置助成につきましては、設置費用の4分の3で30万円を限度に補助するものでありますが、これまでに実績はありません。

住民への啓発につきましては、平成29年度に、各区の公民館において補助制度の説明会を行い、以降、継続して町のホームページや「広報いで」に本制度の内容を掲載し、周知を図っているところであります。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊社会教育課長。

社会教育課長(中坊玲子) 2点目の男女共同参画社会の実現についてですが、一つ目の男女共同参画社会の実現に向けた理解を推進するため、具体的に行っている教育の内容や各種講座の内容、開催状況につきましては、平成24年度から男女共同参画講演会を実施しており、例年10月に開催し

ております。

令和2年度、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。令和元年度は京都華頂大学現代家政学部現代家政学科教授の斧手節子さんをお招きし、「男女が共に歩むこれからの日本～男女共同参画先進国との比較から～」と題しまして、ご講演いただいております。参加者数であります。47名でありました。

二つ目の、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業・事業所に対する広報・啓発活動及び学習機会の提供とその内容や実績につきましては、企業・事業所に特化した広報・啓発活動・学習機会の提供等は実施しておりませんが、先ほど答弁申し上げました男女共同参画講演会につきまして、各企業の方にもご参加いただけるようご案内を差し上げるとともに、「広報いで」をはじめとする情報誌の配布や、内閣府、京都府から送付されてくる男女共同参画に係る冊子やチラシ等を役場や山吹ふれあいセンター、いづみ人権交流センターに配架しているところであり。また、ホームページにて、令和3年3月に策定した男女共同参画プランを掲載しており、掲載についての周知も行っております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 私の方から要望としてお伝えしたいと思います。

まず、地震に対する減災対策ですが、今後30年以内に70%から80%の確率で、東日本大震災を超える規模のマグニチュード9クラスの地震が発生すると言われております（南海トラフ大地震）。気象庁が発表している想定震度や津波の高さの資料を見ますと、内陸部に当たる本町への津波の想定はされておらず、最大震度は震度5強から震度6が想定されております。

本町の減災対策は、建物の倒壊の予防をすることも大切ですが、建物内の家具類の転倒などの対策も大切だと思います。先ほど説明がありましたように、建物内での家具などの転倒予防に効果的な転倒防止金具の購入費用を補助している自治体もあります。また、本町が主催する防災訓練の際に、転倒防止金具の必要性の講習や金具等の配布など、本町として減災対策について様々な取組を検討していただくよう要望しておきます。

2点目の男女共同参画の実現は、今までの日本の経済成長を支えてきた日

本型ビジネスモデルを根底から変革するような大きな話であり、今までも何度か叫ばれてきてもなかなか実現できない、しにくい問題だったと思います。しかし、くしくもコロナ禍からさらに推進されたリモートワークやワークシェアといった働き方改革を今後も継続することで、男性が自宅で当たり前のように家事や育児を行い、女性が職場や団体など社会で活躍する、そのような共同参画社会が実現できる素地は、少しずつですが、できていると思います。今後さらに社会として推進していくためにも、本町として、これまで以上に男女共同参画プランを推進し、住みやすいまちづくりを実現できるよう、より具体的に目標に向かって取り組んでいただきますように要望しておきます。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、小割直彦議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小割直彦議員。

2番（小割直彦） 2番、小割直彦です。議長の発言の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。

「道の駅」的休憩施設整備の進捗状況について。

新庁舎周辺は、新国道バイパスの入り口付近に位置していることから、将来、町の中心として期待されていますが、平成30年3月に策定、令和元年9月に追加された「井手町庁舎等建設基本構想・基本計画」によると、新国道バイパスの整備効果を活用するためには、地域開発・まちづくりの支援等、新庁舎周辺整備として、バイパス利用者が立ち寄り休憩できるような施設や、道路情報、本町の情報を確認できる施設として、①休憩施設、②情報発信機能、③地域連携機能で構成される「道の駅」のような休憩施設を併設させることが記載されています。また、住民の期待や関心も多いことから、過去の議会でも、その施設の特徴や特産品開発の進捗状況、開設に向けた準備状況について、度々質問がされています。

なお、ほかの先進事例を見ても、このような施設については、主に地域外住民の利用が中心となることが予想されていますが、本町の魅力を最大限に発信できる場としても、大変期待されると思います。

そこで、次のことについて質問します。

①現時点での施設整備の進捗状況と今後のスケジュールは。

②「井手町道の駅開設準備検討会」では、管理運営に関する検討を重ねておられると聞くが、現在までにどのような検討が行われ、どのような取りまとめが行われてきたのか。

③また、農業者向けの意向調査も実施したと聞くが、どのような内容で、その結果はどうだったのか。

④住民からは、管理主体が町なのか国なのか分かりにくいいため、より一層情報発信してほしいとの声も聞くが、検討状況について、開設に向けた今後のPR方法は。

以上4点、質問します。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、一つ目の施設整備の進捗状況等についてお答えをいたします。

今回の道の駅施設の整備につきましては、現在の国道24号が木津川堤防上を通り、沿道との高低差があるため、道路利用者をはじめとする町外の方々に本町の魅力を発信し、町民との交流を図る拠点整備がこれまで難しい状況にありました。このため、国道24号城陽井手木津川バイパスの事業化を機に、駐車場やトイレ、休憩施設等を国が整備し、交流施設となる「山吹ふれあいセンター」を町が整備する一体型の「道の駅」の設置について、国土交通省に直接強く要望し、ご理解を得て事業化していただいたところであります。

新庁舎、「山吹ふれあいセンター」に隣接する国の施設に必要な用地については、既に国において買収は完了されておりますが、施設につきましては、国道バイパス開通に合わせ整備され、現在本町が建設している「山吹ふれあいセンター」とともに、「道の駅」としての認定・登録を受ける予定となっております。

本町といたしましては、その認定・登録を受けるまでの間、新設する「山吹ふれあいセンター」の北側1階を中心に、「地域振興交流拠点施設」として、来年春を目指し、物品販売や飲食エリア等を開設できるよう準備を進めているところであります。

また、「地域振興交流拠点施設」の運営につきましては、今年4月に指定管

理候補者の公募を行い、審査委員会を経て、今月14日に「井手町商工会地域交流拠点施設開業準備委員会」と覚書を締結したところであり、今後、出荷者の調整や業務内容等について協議を進めていくこととしております。

将来的に本施設が「道の駅」として認定・登録され、本町の玄関口として豊かな自然、里山、歴史文化の観光資源や、食や特産品など、新たな町の魅力を発信する交流拠点となるよう努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 二つ目の、「井手町道の駅開設準備検討会」における検討、取りまとめの状況につきましては、令和2年度から令和3年度にかけて、地域のまちづくり団体、商工・農業関係団体、外部有識者等を交えた準備検討会を6回、町内関係課の検討会を10回実施し、さらに、管理運営方針を検討するため、道の駅の運営実績のある大手、中堅の事業者や地元の事業者計6者へ、「道の駅」への参画条件や意向等について、サウンディング調査を実施しました。これらを踏まえ、これからの道の駅に求められる機能や現状分析、コンセプトや各部門の売上の予測検討などを取りまとめました。取りまとめを参考に、今後、指定管理候補者と準備を進めてまいりたいと考えております。

三つ目の、農業者向けの意識調査の内容と結果につきましては、令和3年11月末にJA京都市やましる組合員にご協力を頂き、「道の駅的施設に係る農産物直売所開設に向けたアンケート」を実施し、46人の方から回答を得ております。内容は、道の駅整備計画の認知度、商業施設への出荷経験の有無や、道の駅的施設への出荷意向等13項目でしたが、道の駅整備計画の認知度につきましては、約86%が「知っている」との回答でありました。また、商業施設への出荷経験がある方は約10%と少ない現状でありましたが、道の駅への出荷意向については、「積極的に出荷したい」と「依頼があれば出荷したい」と、出荷に前向きな回答者は約21%と現状を上回る結果となり、今後の道の駅への期待が高いことがうかがえたところであります。

四つ目の、開設に向けた今後のPRにつきましては、今後、指定管理候補者となった「井手町商工会地域交流拠点施設開業準備委員会」と協議を進め、飲食物のメニューや販売物品など具体的なサービス内容を踏まえながら、この施設が地域の交流や活性化の拠点となるよう、SNS等も活用し、施設の

紹介をはじめ、地域の魅力を町内外へ発信してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 小割直彦議員。

2番（小割直彦） ありがとうございます。

私の方から、要望ですけれども、井手町は今後、豊かなまちづくりをするためにインフラ整備を予定していると思います。今後住民に分かりやすく、また、住民の民意を反映していただくよう切に願います。

以上、質問を終わります。

議長（西島寛道） 次に、鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 鎌田隆宏議員。

1番（鎌田隆宏） 1番、鎌田隆宏です。事前の通告に従い、質問を1点させていただきます。

災害時の相互応援協定について質問します。近年、地震や豪雨など、全国各地で大規模な災害が相次ぎ、私たちは防災・減災の重要性を身に染みて感じる一方で、これからは、これまでの自然災害に対する常識を大きく転換し、来るべき災害に対し、万全の備えを講じていく必要があると考えます。

また、今後30年以内には西日本全域に及ぶ超広域災害になり得る南海トラフ地震の発生も懸念されていることから、近い将来、過去に類を見ない被害が起こる可能性も否定できません。

そんな中、本町の防災訓練につきましては、コロナ禍において、ここ数年中止となっておりますが、「ウィズコロナ時代」を迎える今、感染対策に努めつつも、改めて災害に対する備えが求められます。

なお、町防災訓練では、従来から各種災害を想定し、情報伝達訓練や避難訓練などの訓練を行い、より多くの住民に参加していただくことで防災意識の高揚を図っていますが、想定を超える大規模な災害が実際に発生した際、その復旧作業に当たっては、行政や消防団、自主防災組織だけでは対応できないような、より専門的な知識や技術を持った職業の方の助けも必要となるのではないかと懸念いたします。

そこで、次のことについてお聞きします。

①災害時に専門的な職種と連携を行う応援協定の例として、京都府内では

どのような例があるのか。

②本町における近隣自治体との災害時の相互応援協定の締結状況と、その内容は。

③災害時における相互応援協定や専門的な職種との応援協定について、本町のお考えは。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

災害時の相互応援協定についてであります。一つ目の、災害時に専門的な職種と連携を行う応援協定の京都府内での例につきましては、災害が発生した場合に、近隣の市町間において、必要に応じ物資の提供や人的派遣などの相互応援協定の締結をしており、また、それぞれの市町において、民間企業や団体などと、業種に応じた物資供給や人的派遣などを目的とした応援協定を締結している状況であります。

二つ目の、本町における近隣自治体との災害時の相互応援協定の締結状況と、その内容につきましては、平成24年4月に乙訓、宇城久、綴喜の6市4町で京都南部都市災害時相互応援協定として、当該市町において災害が発生し、独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、物資等の提供やあっせん、人員の派遣をはじめ、被災者の一時収容のための施設の提供やあっせんなど、市町相互の応援を円滑に実施できるよう締結しております。

さらに、平成26年7月には、国土交通省近畿整備局と災害時の申合せとして、災害が発生または災害が発生するおそれがある場合に、被害の拡大と2次災害防止に資するために、近畿整備局の職員や緊急災害対策派遣隊などの派遣、救済車両や災害対策用機器の貸付けなど、被災直後等の緊急的な対応を実施していただけるよう締結しております。

また、近畿2府4県の町村会においても、近畿府県町村会災害時相互支援に関する協定として、それぞれの町村会の構成町村において大規模な災害が発生した場合には、他の町村会から必要な支援が実施できるよう協定が締結されております。

三つ目の、今後の災害時における相互応援協定や専門的な職種との応援協

定の考え方につきましては、現在、近隣自治体などとの相互応援協定のほかにも、本町では建設業や小売業、運送業、通信業、医師会など、16の企業や団体と物資供給や人的派遣などを目的とした協定を締結してきております。今後も、自治体間との相互応援協定をはじめ、専門的な業種の企業や団体などとの応援協定の締結に取り組み、災害発生時に迅速な応急対策や復旧対策ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 鎌田隆宏議員。

1番（鎌田隆宏） 質問ではありません。要望ではありますが、災害発生時は非常時であります。行政においても柔軟に対応していただけるよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。通告に基づきまして一般質問いたします。

1点目につきましては、ふるさと納税の取組についてであります。

以前、ふるさと納税の現状について一般質問いたしましたが、最近新聞を見ておりましたら、隣町へのふるさと納税の寄附金額が1億7,000万円余りとなったとの記事が掲載されておりました。この金額は、京都府南部ではトップの数字となっており、拡充してきた返礼品は320品目を超えるとのことで、ふるさとのアピールに大変熱心に取り組まれていると感じました。

ふるさと納税研究会報告書によりますと、ふるさと納税とは、納税者の選択により、税金の一部を生まれ故郷の地方団体に納付することができる仕組みで、平成6年以降、何度も法改正されて今日に至っております。一部の地方団体では、魅力的な返礼品を用意して多くの寄附を集め、その寄附金を有効に利用されておりますが、本町でのこれまでの実績と今後の課題についてお尋ねをいたします。

次に、動物愛護管理法の改正についてであります。動物愛護管理法の一部が令和4年6月1日に施行されたことに伴い、「犬猫等販売業者が犬または猫

を販売する場合に、その犬または猫にマイクロチップを装着すること」、「犬または猫にマイクロチップを挿入した者がその情報の登録を受けること」、「登録を受けた者がその登録した情報に変化が生じたときに変更登録を受けること」、「登録を受けた犬または猫を取得した者が変更登録を受けること」、「登録を受けた犬または猫の飼い主が、その犬または猫が死亡した際にその旨を届けること」といった五つの事項が義務化されることになりました。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

①マイクロチップ装着への対応として、動物病院、ペットショップとの連携・周知は行っているのか。努力義務となる既存の飼い主に対してアプローチができてしているのか。導入を促進するため、費用の一部補助などを行ってはどうか。

②猫との共生への取組として、野良猫による被害について把握できているのか。保護猫の譲渡について、保護団体との協力体制はできているのか。不妊去勢処置を推進するため、助成制度などはあるのか。

③迷惑な飼い主への対処として、犬猫の多頭飼育のルールを守らない等、近隣に迷惑をかけている飼い主への対処はできているのか。地域猫への餌やりルールを制定し、そのルールを守らない人について、情報収集や対処を行ってはどうか。迷惑をかける飼い主などに対し、条例で罰則を設けてはどうか。

以上、お尋ねいたします。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目のふるさと納税の取組についてであります。本町のこれまでの実績につきましては、ふるさと納税を実施した平成20年度から令和4年5月末までの累計で、寄附額は約1,580万円で、寄附者は760人となっております。また、令和3年度の寄附額は809万円、寄附者は404人で、前年度の令和2年度比でいずれも3.3倍の増加となっております。

ふるさと応援基金の返礼品については、令和3年度末で149品数となり、令和2年度末で78品数でありましたので、昨年度中に71品数を増やし、ふるさと納税のサイトでPRをしてきております。しかしながら、寄附額の

増加はしているものの、他市町村と比較しましてもまだまだ寄附額が少ないことから、地域の魅力あふれる食、物品や体験などを、地域の皆様の協力を得ながら、さらに掘り起こし、地域の発信をしていきたいと考えておられ、昨年度からは地域食材を使った新たな新商品の開発に取り組んでいるところであります。

また、「井手町ふるさと納税検討委員会」においても、返礼品のアイデア、ご意見を頂きながら、さらに、寄附金の活用がさらなる寄附につながるよう、その活用方法についても議論いただき、実績を上げてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の動物愛護管理法の改正についてであります。一つ目のマイクロチップ装着への対応につきましては、国が推進する事業となっております。なお、今のところ、所管する環境省等から市町村に対して具体的な協力要請等はありません。

二つ目の猫との共生への取組につきましては、野良猫による被害につきましては、住民の皆様から電話相談等により一定把握しておられ、相談地域への餌やり防止の啓発チラシ配布や忌避剤などの対策について紹介し、対応しております。

保護猫の譲渡につきましては、依頼があったときは、京都府と京都市が共同設置した京都動物愛護センターにて対象の事業が実施されておりますので、当該センターを紹介しております。

また、不妊去勢処置に対する補助制度につきましては、本町では実施しておらず、相談があった場合には民間の団体の助成を案内しております。

三つ目の迷惑な飼い主への対応につきましては、住民等より相談があった際には、京都府山城北保健所と連携いたしまして、飼い主を訪問し、飼育方法やしつけの指導を行っております。

地域猫への餌やりルールの制定につきましては、地域猫とは、地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意を得られている、特定の飼い主のいない猫となっており、町内ではそのような取組を実施している地域住民やボランティア団体がありませんので、現在、地域猫に関する取組は行っておりません。

迷惑をかける飼い主などに対する罰則等につきましては、国の法律において適正飼養等に係る命令違反に対する罰則が規定されているとともに、京都府においても動物の飼養管理と愛護に関する条例の中で罰則規定があり、所有者等の動物の適正な飼養等の責務が示されております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 1点だけ要望しておきたいと思います。

1点目のふるさと納税でございますが、相手のあることでございますが、やはり行政が努力することによって、これからもさらに多くなることができると思いますので、それだけ要望しておきます。ありがとうございます。

議長（西島寛道） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時43分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に日程第5、報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和3年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎建設事業、金額5億1,280万円、翌年度繰越額5億1,280万円、財源内訳といたしまして、地方債の3億9,220万円、その他の1億2,060万円であります。

2款総務費、3項住民基本台帳費、事業名、住民記録システム改修、金額

34万1,000円、翌年度繰越額34万1,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の34万1,000円であります。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、金額4,600万円、翌年度繰越額2,755万2,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,755万2,000円であります。

6款農林水産業費、1項農地費、事業名、ため池状況調査、金額526万円、翌年度繰越額526万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の526万円あります。

6款農林水産業費、1項農地費、事業名、浜・鐘付水利施設機能保全対策、金額1,000万円、翌年度繰越額1,000万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,000万円あります。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額1億5,570万円、翌年度繰越額1億5,499万2,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の8,031万1,000円、地方債の5,920万円、一般財源の1,548万1,000円あります。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業、金額1,800万円、翌年度繰越額1,396万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の804万1,000円、地方債の570万円、一般財源の21万9,000円あります。

裏面をご覧ください。

8款土木費、4項都市計画費、事業名、地籍調査、金額400万円、翌年度繰越額300万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の225万円、一般財源の75万円あります。

8款土木費、5項住宅費、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、金額2億7,150万円、翌年度繰越額2億7,150万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1億3,500万円、その他の1億3,650万円あります。

9款消防費、1項消防費、事業名、防災広場整備、金額1,500万円、翌年度繰越額1,459万2,000円、財源内訳といたしまして、地方債の1,450万円、一般財源の9万2,000円あります。

10款教育費、2項小学校費、事業名、井手小学校保健特別対策事業、金額90万円、翌年度繰越額90万円、財源内訳といたしまして、国府支出金

の45万円、一般財源の45万円であります。

10款教育費、2項小学校費、事業名、多賀小学校保健特別対策事業、金額90万円、翌年度繰越額90万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の45万円、一般財源の45万円であります。

10款教育費、3項中学校費、事業名、泉ヶ丘中学校保健特別対策事業、金額90万円、翌年度繰越額90万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の45万円、一般財源の45万円であります。

以上合計、金額10億4,130万1,000円、翌年度繰越額10億1,669万7,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2億7,010万5,000円、地方債の4億7,160万円、その他の2億5,710万円、一般財源の1,789万2,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第6、報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） それでは、報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

2款事業費、1項建設事業費、事業名、建設事業費、金額400万円、翌年度繰越額400万円、財源内訳といたしまして、地方債の400万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第8号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第7、報告第9号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島理事。

理事(中島一也) それでは、報告第9号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和3年度井手町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和3年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、面整備事業、金額3,000万円、翌年度繰越額2,925万3,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金900万円、地方債2,020万円、一般財源5万3,000円であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、合藪ポンプ場設備改修事業、金額6,700万円、翌年度繰越額5,230万5,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金2,615万2,000円、地方債2,610万円、一般財源5万3,000円あります。

以上合計、金額9,700万円、翌年度繰越額8,155万8,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金3,515万2,000円、地方債4,630万円、一般財源10万6,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) 以上で報告第9号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第8、報告第10号、繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中島理事。

理事(中島一也) それでは、報告第10号、繰越計算書についてご説明申

上げます。

令和3年度井手町水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和3年度井手町水道事業会計予算繰越計算書であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、新庁舎配水管整備工事、予算計上額4,000万円、翌年度繰越額4,000万円、財源内訳といたしまして、過年度分損益勘定留保資金4,000万円。

事業名、上井手高区揚水場更新工事、予算計上額1,000万円、翌年度繰越額1,000万円、財源内訳といたしまして、過年度分損益勘定留保資金1,000万円であります。

以上合計、予算計上額5,000万円、翌年度繰越額5,000万円、財源内訳といたしまして、過年度分損益勘定留保資金5,000万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 以上で報告第10号、繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第9、議案第31号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第31号、井手町監査委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第196条1項の規定により、下記の者を監査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、小川 均氏、満73歳。

なお、任期は4年、委員は2名でございまして、他の委員は岡田久雄氏であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第31号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採

決します。

議案第 3 1 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第 3 1 号は同意することに決定しました。

日程第 1 0、議案第 3 2 号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第 3 2 号、井手町公平委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、下記の者を公平委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、寺井正行氏、満 7 1 歳。

なお、任期は 4 年、委員は 3 名でございまして、他の委員は上島勝廣氏、丸山俊也氏であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第 3 2 号、井手町公平委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第 3 2 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第 3 2 号は同意することに決定しました。

次に、日程第 1 1、議案第 3 3 号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第 3 3 号、井手町固定資産評価審査委員

選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を固定資産評価審査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、前田光春氏、満74歳。

なお、任期は3年、委員は3名でございます、他の委員は小川均氏、村田吉男氏であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第33号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第33号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第33号は同意することに決定しました。

日程第12、議案第34号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第34号、井手町教育委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、下記の者を教育委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、古川幸子氏、満45歳。

なお、任期は4年、委員は4名でございます、他の委員は木田修司氏、村田尚美氏、西島好江氏であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第34号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第34号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

次に、日程第13、議案第27号、令和4年度井手町一般会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、議案第27号、令和4年度井手町一般会計補正予算(第1回)につきましてご説明申し上げます。

令和4年度井手町の一般会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,619万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億6,719万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。第2表地方債補正でございます。

起債の目的、3目土木施設整備事業債、今回1,570万円を追加し、1億6,840万円とするものであります。4目消防防災施設等整備事業債、今回220万円を追加し、限度額を2億400万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額5億4,613万6,000円、補正額1億9,655万4,000円、計7億4,269万円であります。

16款府支出金、補正前の額2億4,026万8,000円、補正額27

万円、計2億4,053万8,000円であります。

18款寄附金、補正前の額6,000円、補正額53万6,000円、計54万2,000円であります。

20款繰越金、補正前の額500万円、補正額2,093万5,000円、計2,593万5,000円であります。

22款町債、補正前の額28億3,860万円、補正額1,790万円、計28億5,650万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額80億3,100万円、補正額2億3,619万5,000円、計82億6,719万5,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額34億1,627万4,000円、補正額7,067万4,000円、計34億8,694万8,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の6,559万1,000円、その他の53万6,000円、一般財源の454万7,000円であります。

3款民生費、補正前の額10億4,117万1,000円、補正額2,036万7,000円、計10億6,153万8,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の2,036万7,000円あります。

4款衛生費、補正前の額3億1,438万3,000円、補正額920万円、計3億2,358万3,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の920万円あります。

6款農林水産業費、補正前の額6,112万3,000円、補正額60万円、計6,172万3,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の54万円、一般財源の6万円あります。

7款商工費、補正前の額6,528万1,000円、補正額1,010万円、計7,538万1,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,010万円あります。

8款土木費、補正前の額6億243万8,000円、補正額7,925万4,000円、計6億8,169万2,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の5,719万6,000円、地方債の1,570万円、一般財源の635万8,000円あります。

9款消防費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、地方債の220万円、一般財源の220万円の減であります。

10 款教育費、補正前の額 1 億 8, 257 万円、補正額 4, 600 万円、計 1 億 2, 857 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 3, 383 万円、一般財源の 1, 217 万円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 80 億 3, 100 万円、補正額 2 億 3, 619 万 5, 000 円、計 82 億 6, 719 万 5, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1 億 9, 682 万 4, 000 円、地方債の 1, 790 万円、その他の 53 万 6, 000 円、一般財源の 2, 093 万 5, 000 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） それでは、令和 4 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

図対象番号①、事業名、町道 29 号線道路改良、事業費、2, 000 万円、財源の内訳としまして、国府支出金の 1, 155 万円、地方債の 760 万円、一般財源の 85 万円。事業の概要としまして、延長 L = 400 メートルであります。

図対象番号②、事業名、町道 35 号線他道路改良、事業費、1, 897 万 4, 000 円、財源内訳としまして、国府支出金の 996 万 1, 000 円、地方債の 810 万円、一般財源の 91 万 3, 000 円。事業の概要としまして、舗装調査、舗装修繕であります。

図対照番号③、事業名、井手小学校空調整備、事業費、1, 430 万円、財源内訳としまして、国府支出金の 213 万円、一般財源の 1, 217 万円。事業の概要としまして、普通教室 3 室（6 台）空調整備であります。

図対照番号④、事業名、泉ヶ丘中学校空調整備、事業費、2, 860 万円、財源内訳としまして、国府支出金の 2, 860 万円。事業の概要としまして、普通教室 6 室（12 台）空調整備であります。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

5番（脇本尚憲） 私の方からは大きく3点質問させていただきたいと思  
います。

まず1点目は、自治体のDX推進についてということで、項目で言います  
と、8ページの文書広報費であったり、公共下水道事業繰出金、多賀地区簡  
易水道事業繰出金、井手町水道事業補助金、そして10ページの中段、デジ  
タル道路台帳整備などが当たるかと思うんですが、今までの紙媒体で管理し  
ていた台帳等をデジタル化することで、行政側は作業効率など一層進むと思  
いますが、DXを推進することで、住民の方や事業者にとって具体的にどの  
ようなことが便利になると考えますか。

また、今回の補正予算が可決された場合、どのくらいのタイミングで住民  
の方がその恩恵といたしますか、そのシステムを活用できるというふうになる  
か、お考えをお答えください。

2点目が、10ページのプレミアム付き商品券発行補助につきまして、新  
聞報道等で、今回から大型店では利用できない券と全加盟店で利用できる券  
がセットになったものが発行されると聞いておりますが、具体的な店の分け  
方はどのようになっていますか。また、今回そのような対応になった意図や  
経緯をお聞かせください。

3点目は、11ページにありますジョイントアップ推進事業です。今回、  
具体的にどのような事業に取組をされるのか、また、その目的や事業に対し  
ての成果、目指しているものは何かお答えください。お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の文書広報費についてであります。こちらの具体的な内容  
といたしまして、電子申請システムの導入によりまして、マイナンバーカー  
ドをお持ちの方がパソコン、スマートフォン等から個人認証して、各種証明  
書の申請手続や届出が行えるようにホームページの改修をするものでござい  
ます。これによりまして、町役場へのアクセスに係る交通上の不便さなどを  
解消しまして、地域住民の利便性の向上を図ることを考えているところで  
ございます。こちらにつきましては、令和4年度の事業として考えていると  
ころでございます。

次に、公共下水道事業繰出金等の繰出金と補助金に関することをございます。こちらは現在、紙台帳などで管理していた台帳について情報を電子化して、京都府・市町村GISという地図情報のシステムと連携しまして、管理、活用する予定となっているところをございます。

具体的な内容といたしましては、下水道台帳など各種台帳のデジタル化、オープンデータ化によりまして、町役場へのアクセスによる交通上の不便などを解消するとともに、地域住民の利便性の向上を図り、さらには事業展開を希望する事業者などが円滑に業務を執行できる環境を整備することで、本町の最大の課題である人口流出を防ぎ、安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまちの実現につなげるものをございます。

以上をございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまの、今回の商品券の発行の変更点とその対応の意図はとのご質問かと思ひますけれども、本商品券を発行します商工会に確認していますところ、まず、今回の予定されている商品券につきましては、1冊1万円で購入しますと3割分、3,000円分がプレミアム分としてついてくることとなりまして、計1万3,000円の利用が頂けることとなっております。

このうち3,000円分を色を変えてつづられており、その金額については、今年3月に開店しましたクスリのアオキでも利用できることとしたいということであります。もちろん1万3,000円分全てを町内の商店等で利用いただくことも可能であります。

また、その対応の意図はとのごことでありますけれども、今回、国からのコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として追加配分されました地方創生臨時交付金を、本事業の拡充実施されることに対しまして活用して助成を行う予定でありまして、交付金の趣旨に合わせ、本町の住民の生活支援と地域の商工業者の支援のため実施することから、大型店についても一部利用できる形と考えられているところをございます。

以上をございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之）　　今回、ジョイントアップ推進事業では、学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、また、学級集団の状態を測定するアンケート調査を実施するための予算を計上させていただいております。また、目的とする成果につきましては、児童・生徒個々と学級集団の状況を把握することで、集団の中でその個人一人一人の位置を知り、いじめや不登校への早期対応を行う、また、学級集団につきましては、状況を把握して、その全体に対して適切な働きかけをしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道）　　ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田利一議員。

6番（谷田利一）　　私からは、10ページのプレミアム付き商品券発行補助についてご質問します。

この件につきまして、過日、洛タイ新報の方で新聞報道されました。その後、ホームページの方にも掲載がされましたが、その修正について洛タイ新報の方で、本日の議会を通過してからの報道であったというように訂正文を出されました。

これはまず、洛タイ新報が勝手に先走って報道したものだということに思っておりましたところ、昨日、新聞の折り込み広告にプレミアム付き商品券発行のチラシが入っておりました。

ということは、これは本日の議会を通過する前の話であって、議会軽視の話じゃなかろうかと思えます。この件について本町の考えを、なぜこういう状態になったのかお聞きいたします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　島田副町長。

副町長（島田智雄）　　プレミアム付き商品券の、今回議題として上げさせていただいている拡充のプレス等の問題でございます。

これにつきましては6月の初旬に、洛タイ新報に、今回上げさせていただいている議案の内容に即したようなものがすごく断定的な形で載りましたので、私の方から商工会の方に、どういった取材で、どういう形でそれを流したのかということをお聞きいたしました。これはあくまでまだ議会を通る前の案件でありますので、その取扱いについては十分注意するようにと

ということで、私の方からは注意も併せてやったところでございます。

今回、それにもかかわらず、昨日そういう新聞折り込みがなされたということもお聞きいたしましたので、商工会に対しまして、再度強くその辺りも、議会軽視になる行為であるということをしちっと説明して指導していきたいと考えておりました、商工会ならず、現在町の方で補助をしております団体その他に対しましても、同じように強くそういう形の指導をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

6番(谷田利一) 今後は二度とこういうことがないように、議会軽視にならないように注意していただきたいと要望しておきます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 歳入の方で、6ページですけども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、総額で9,186万1,000円上がっているんですけども、午前中に説明があった交付金、今回幾ら本町としては使えるのかという質問を2人の議員からさせてもらったんですけども、そのときの説明と額が合わないの、どれとどれとどれを足したら、この9,186万1,000円になるのか。今回、4月に国が緊急に追加した1兆円の方でいうと、これとこれだという、プラス町も、町費も出されるわけですよ。だから、その辺の内訳をもう1回説明していただけないか。この交付金は何に使うのか。

それと支出の方で、8ページ、住民税非課税世帯等臨時特別給付金ですけども、これは昨年度も対象になる人にはプッシュ型で通知を送ったわけです。それ以外の人については、住民税非課税に相当するぐらい生活が困窮しているという人は自ら申請してくださいというのがあったわけですけども、それはどのくらいの方が申請されたのか。

今回は去年度の収入でいくわけですよね。だから前回、自分のところは急に収入が落ち込んだけども、申請してなかった人も、今回はプッシュ型で申請紙などが送られてくるんだらうと思うんですが、自ら手を挙げて申請さ

れた人は今回もちろん対象にならないということだと思っておりますけども、何件ぐらいが既に去年支給をされているのかをお尋ねします。

それと、11ページの小学校の空調ですけれども、これは追加という説明があったと思っております。当初で井手小学校の分は上がってなかったんですか。中学校の方は全部国費が出るわけですよね。この小学校の追加の方は、これは僅かな額しか国府支出金はないんですけれども、なぜこういうことになっているのかをお尋ねをします。

あと、もう1点が11ページ。11ページだけ違いますね。小・中学校の給食費の緊急支援ですけれども、午前中、一般質問でもお聞きしたんですけど、給食を保育園や小・中学生以外の大人が食べている分、それは補正予算には入ってませんという答弁だったので、保育園の方は、今までも議会で質問したら、1食200円保育士から頂いていますという答弁をもらっているんですけど、小・中学校は今どのくらい、子ども以外の方で給食を食べている方はお支払いになっているのか。それで今回、それは食費が上がっているわけですけど、その分を上乗せしないでほしいというお話はさせてもらったんですけども、具体的に何か方策を考えておられるのか。

何でこういうことになるかという、小・中学校の給食費が公会計になってないわけです。今までは受益者負担で保護者が払っているし、その中から食材費は会計するんだからということだったと思っておりますけど、全額公費で出しているわけですから、その分はちゃんと公会計化して、議会にも全部出てくるようにしないといけないと思っておりますけれども、もう何度も聞いていますけど、改めて、給食費の会計を公会計化することについて検討されていないのかどうかをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) ただいまのご質問にお答えいたします。

私の方からは、1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の9,186万1,000円の内訳でございますが、まず、文書広報費が30万7,000円、あと、公共下水道事業繰出金に960万円、多賀地区簡易水道事業繰出金に280万円、井手町水道事業補助金に1,567万6,000円。こちらは財源組替として計上させてもらっていますデジタル地番図整備220万8,000円、物価高騰対策給食費緊急支援事業に170万

円、農地情報連携整備に24万円、プレミアム付き商品券発行補助に970万円、道路台帳デジタル化につきましては1,600万円、井手小学校、泉ヶ丘中学校の空調整備には、井手小学校の方が213万円、泉ヶ丘中学校の方が2,860万円。次に、物価高騰対策給食費緊急支援事業に290万円。合計いたしますと、9,186万1,000円となるところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 私の方からは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の関係でございます。

今回予算計上いたしております給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等の方に対して、1世帯当たり10万円の現金をプッシュ型で給付するものでございます。

議員お尋ねの、令和3年度で、つまりプッシュ型以外の方ということですので、家計急変された方への支給の実績ということで申しますと、現時点で4件出ております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 奥山学校給食センター所長。

学校給食センター所長(奥山英高) ただいまの学校給食費に関するところでございます。

まず、教職員から徴収している学校給食費ですけれども、こちらにつきましては1人1食、小学校250円、中学校270円ということで、児童・生徒と同様の額といたしております。

続きまして、その教職員分が今回の補正予算の方に入っていないのはということにつきましては、こちらは一般質問の際に住民福祉課長が答弁申し上げましたとおり、今回の補正につきましては児童・生徒分ということで計上させていただいたということで、今、現時点としてはそこまででございます。

続きまして、公会計化の検討状況につきましては、今の現在の状況といたしますのは、谷田議員もご指摘いただいたとおり、児童・生徒分を全額補助しておりまして、実際徴収に係る教職員の負担というのはございません。実質

的な公会計とっておりますので、現時点としては検討をいたしておりません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) 井手小学校の空調の一部に交付金が当たり、一財部分があるということでございますが、こちらにつきましては、小学校の2階、3階とありまして、足場を組む過程で続けて工事をする方が効率がよいと、経費的にも安くつくということで、今回、一般財源を組んで対応しているところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 給食費の件は、細かい話ですけど、そうすると今、1食250円では子どもの栄養を賄うことができなくなっているから補助金を出すんですね。それで、先生の給食費を上げなかったら、先生はその分の食材は食べないでくださいと、先生だけデザートなしとか、そういうことになりかねない。あるいは先生が、値上げの分は、今度これを補助したら1食幾らになるのか、割ったら分かると思いますけど、その1食何円か、先生は負担してくださいということになるのか、非常に細かい話で恐縮ですけども、どこも手だてしないとそうなるわけでしょう。どっちかです。デザートを減らすか、給食費が上がるか。それは、そんなことにならないようにぜひしてほしいということをもう1回ちゃんと言っておきますが、実質全部公費なんだから公会計にするのが当たり前と違うのかということですが、その辺は見解が違うと言われるので、指摘をしておきたいと思います。

それと今、いろいろ説明があったコロナの交付金ですけども、今、国会でも問題になっていまして、過去の交付金についても適切だったのかどうかということがすごく問われているわけです。本町の場合はちゃんとそういう計画書も出して、国に認めてもらって、それで頂いていると思うんですけど、やっぱりその分公開しないといけないという流れだと思うので、その使い道はこうですよということをホームページとかできちっと出してもらうという

ことが必要なんじゃないか。

何か財源の付け替えにすぎないんじゃないかという、そういうものももちろん、思うものもあるんですけども、無駄なのかと言われたら、今言われた範囲でいうと、無駄なものはないと私は思いますよ。だけれども、やっぱり財源付け替えであってもどうなんだと、コロナ対策になるのかと、本来一般財源でやらないといけないものをコロナの交付金でやっているみたいなことも国では言われているわけで、だから、その辺りはやっぱり全部公開することで住民の方の理解を得るといようなことで、今回のコロナの交付金は井手町ではこういうことに使いますといようなことを、ちゃんとホームページとかで公表してもらったらどうでしょうか。

それと、学校の空調の話はそれこそ財源の付け替えかという気がするわけですよ。2階、3階を一緒にやった方がというのは、そんなものは設計する段階でみんな思うわけですよ。当初の予算の段階で全部一度にやったほうが安く上がるんじゃないのというのは思うけれども、そこまで予算が取れないということで途中でしたわけでしょう。1階だけまずやろうかということになったんですよね、これは。2階までということですか。どういう順番なのか、もう1回説明してほしいと思いますけど、暑いのは3階の方が暑いですよ。3階からやったらどうかと私は思いますが、これは今回、国の財源がそれに充てられるということで、じゃあやりましょうということになったわけじゃないんですか。それだったらそれで堂々と言ったらいいと思うんですけど、どうなんですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 井手小学校の空調整備につきましては、令和4年度当初予算で南校舎3階の2教室と南校舎の2階教室分の予算を計上させていただいております。今回、補正予算につきましては、北校舎の2階の2教室と南校舎2階の1教室を計上させていただいております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 山本地域創生推進室長。

理事(山本勇人) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の適正な執行についてですけども、これにつきましては京都府の所管課、企画参

事なんですけども、そことも随時連携、連絡を取っていきまして、例えば給食費の実際にやっている無償化の事業の財源に充てることとか、それから物価高騰分に関しまして、非常に苦しいその部分、余剰分について充てること等について、随時調整を図っております、Q & Aも実は出ておりますので、そこに適正な予算執行となるように調整をして、今回審議をお願いしているところをごさいます、ホームページ等での公開につきましても庁内で検討させていただきながら、それにつきましては既に適正な運用ができるという前提で今回お願いしているところをごさいます。よろしくお願ひします。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田利一議員。

6番（谷田利一） 質問じゃないんですけども、要望ということで、10ページの農業委員会費の関係で、農業委員の方の関係で、先日、新庁舎の建設説明会があったときに、住民から、建設車両が道路に上がるときに、泥を持ち上げないようにという要望があったように聞いているんですけども、実際、そういう住民からの要望、そういう話がありましたか。

車両の速度などよりも、建設現場から車両が道路に上がる場合、タイヤの泥を持って上がらないでくださいという要望があったと思うんですけども、そういうのが強く一般の住民から要望されたという内容を聞いているんですけども、実際にあったんですか。あったかどうか聞きたいんですけども。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） その旨、道路に砂が上がっているということですね、それについては、そういうのを配慮いただきたいという質問はございました。

6番（谷田利一） 実際にそういう意見を出された方が、逆に今の時期、そう言われた農業者の方が、泥をいっぱいつけたままで田んぼから出てこられておると。特に新庁舎の建設現場の、例えばその地域の方が、相当多く道路に上げられていると。そのことを言わずに、現場の土だけを上げることをすごく要望されたように聞いたので、道路管理者から言うなり、農業委員会から言うなり、JAを通じて言うなり、何らかの形で、もう一度徹底してもらうように逆に強く要望したいんですけど、よろしくお願ひします。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第27号、令和4年度井手町一般会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は6月20日午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 田 中 保 美

署名議員 谷 田 みさお